

## 令和4年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 質問回答

| 項目                                  | 質問内容  | 回答  |
|-------------------------------------|---|---|
| <p>変更契約協議について<br/>(令和4年9月26日受付)</p> | <p>仕様書別紙で変更契約協議方法が決められていますが、国で実施している燃料油価格激変緩和対策事業が本年12月末まで延長、その後の対応が未定となっております。</p> <p>については、来年1月以降の国の対応次第では、すぐに価格転嫁せざるを得ない状況も考えられますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。</p> | <p>平時における市場価格の変動については、契約書案第8条第1項により、各月第3月曜日の石油情報センター長野県価格と入札が行われた月の第3月曜日調査の石油情報センター長野県価格(または、前回変更協議時点の石油情報センター長野県価格)の差額が3円を超えた場合に変更協議を行い、翌月1日から変更契約を締結することができることとしております。</p> <p>一方、お問い合わせいただきました、資源エネルギー庁が実施する燃料油価格激変緩和対策事業の終了に伴い、価格が急激に変動するようなケースにおきましては、前述した平時における市場価格の変動とは異なるため、契約書案第14条の規定により、発注者と受注者が協議し、契約単価を変更することができるものと解します。</p> |